

飛鳥RUN×2リレーマラソン2018

『飛鳥うまいもんコーナー』出店規則

大会名 飛鳥RUN×2リレーマラソン2018

主催 飛鳥RUN×2リレーマラソン実行委員会
構成団体：奈良県・橿原市・橿原市教育委員会・飛鳥広域行政事務組合
(公社) 橿原市スポーツ協会・橿原商工会議所・橿原市陸上競技協会・NPO 法人橿原健康スポーツクラブKKSC・NPO 法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ

協力 (一社) 橿原市観光協会・橿原神宮・(一財) 奈良県デジタルズビューロー・賀詞の会

後援 桜井市・高取町・明日香村・奈良マラソン実行委員会
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

(開催趣旨)

本大会は、スポーツクラブや、企業、団体、学校、家族など誰もが相互交流を図りながら襷(たすき)をつなぐことで、一体感を高め、共にこの歴史と文化遺産の宝庫である飛鳥地方の輝かしい未来を創出することをめざします。

また、大会を通して参加者のスポーツに対する意識の高揚や体力の向上を図り、スポーツ習慣の継続や定着を図ります。

(出店場所)

橿原運動公園 まほろば広場(橿原市雲梯町323-2)

(出店日時)

平成30年11月4日(日)

物販搬入・準備 7時15分～8時45分

販売 10時00分～16時00分

金券 換金受付 15時30分～17時00分

撤去・搬出 16時00分～17時30分

※前日の搬入・準備はできません。

※金券の換金額は11月末日までに、ご指定の口座にお振込いたします。

(出店面積)

1ブースにつき、テント半張り(間口)2.7m×(奥行)3.6m

(販売方法)

各ブースに販売責任者を設置し販売行為を行う。

(販売品目)

食品（加工食品、土産物等）とします。その場での調理については、団体で申込みされる場合を除き、自店で飲食業の営業許可をお持ちの方に限ります。また、食品を調理、製造、販売するにあたり、法令等により許認可が義務づけられているものについては、出店者の責任において許認可を受けるものとします。

(出店許可)

1. 飛鳥うまいもんコーナーへ出店しようとする者は、別紙「飛鳥うまいもんコーナー出店申込書」を原則として主催者が指定した日までに必要事項を記入の上、事務局に提出し、出店許可を受けなければなりません。
2. 出店者は、出店の権利を第三者に譲渡、貸与してはなりません。
3. 主催者は、飛鳥RUN×2リレーマラソン（飛鳥うまいもんコーナー）の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができます。
4. 途中撤去は出来ません。

(衛生管理)

1. 食品衛生法の許可等を必要とする商品の販売については、法の基準を遵守してください。
2. 出店に際しましては、商品の鮮度管理、取扱者の手洗いなどの徹底等、衛生面に十分配慮してください。また、各店舗において、手袋の着用、消毒液の設置を行なってください。

(出店料)

1. 出店料は、1ブース10,000円とします。
(2ブースの場合は20,000円)
2. 出店料は出店許可後、主催者が指定した日までに納付するものとし、納付後の出店料の返金はいたしません。
3. 出店料は、リレーマラソン開催に必要な経費にあてます。

(出店の取消し)

主催者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができます。

1. 法令、この規則又は許可の条件に違反したとき。
2. 主催者側の指示に従わないとき。
3. その他特別な事由が生じたとき。

(遵守事項)

出店者は、次の各号の内容を理解し、遵守しなければなりません。

1. 販売に必要な機材等は出店者で用意し、出店者の責任で管理すること。（主催者で用意するものについては、別紙「飛鳥うまいもんコーナー出店事業者募集要項」を参照。）
2. 法令に違反する商品や青少年育成に健全でない商品の販売はしないこと。
3. 食料品については衛生管理を滞りなく行い、万が一事故が発生した場合は出店者の責任において処理すること。
4. 主催者の指示に従い、本規則や出店事業者募集要項に反する行為を行わないこと。

(損害賠償)

1. 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは直ちに現状に復し、又は損害を賠償しなければなりません。
2. 出店者は、購入者に損害や被害を与えた場合、または搬入・搬出、及び販売中に起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。

(雨天順延および中止)

1. 雨天決行ですが、朝6時30分時点で檀原市内に警報が発令されている場合は、開催を中止します。
2. 前項により開催が中止となった場合、出店料の返金及び商品等の損害賠償はいたしません。

以上